

ながおし公式 EC 運営事業業務 仕様書

1. 目的

県産品のブランド化に向けて、長崎県食の総合ポータルサイト「ながおし」*1(以下、「Web サイト」という)及び公式 Instagram*2(以下、「SNS」という)を活用したデジタルマーケティングによって明確になったターゲットに対して、これまで取り組んできた認知拡大だけでなく、さらに行動変容(購買)を起こすきっかけとなる新たなプラットフォームとして長崎県公式 EC サイト(以下、「EC サイト」という)を大手 EC モール上に新規構築し、長崎ファンの拡大・定着を図ることを目的とする。

本事業では、ながおしブランドを冠した公式 EC サイトを構築し、上記目的を達成に向けた戦略的な EC サイトの販売運営を行うことを目的としている。

*1 Web サイト

ながおし | 美食と絶景の街、長崎。 <https://nagaoshi-nagasaki.com/>

*2 公式 Instagram

【長崎県公式】ながおし | 長崎グルメ・絶景 @nagaoshi_nagasaki

2. 契約期間

契約の日から令和8年3月 31 日まで

※ なお、令和8年4月1日以降の運営については、双方合意の上で契約期間を1年間更新できることとし、委託金額については売上状況に応じて協議にて調整を行う。

3. 業務内容

- ながおし公式 EC サイトの販売運営管理にかかる必要な業務を実施すること。業務分担については別紙1を参照すること。
- ながおし公式 EC サイトは「美食と絶景の街、長崎。」をブランドコンセプトとして県にて設定したターゲット(別紙 2)に向けた効果的な運用を行うこと。
- 運用においては「ながおしデジタルマーケティング活用推進事業業務」の受託者(以下、「マーケティング受託者」とする)と連携し、戦略的に長崎県の食の魅力が伝わるような運営を実施すること。
- 将来的に(R10 年度以降を想定)全ての経費を受託者が売上に負担できるような運用体制を整えること(ただし、県が主体として実施する販促費を除く)。
- EC サイトの構築・運営においては、「ながおしデジタルマーケティング活用推進事業業務仕様書」内に記載の、「3.業務内容 (2) EC サイトの構築、(3) EC マーケティングの実施」も参照すること。
- 出店する大手 EC モールは楽天市場と Yahoo! ショッピングの2つとする。

(1) EC サイト運営にかかる費用

- 委託業務の実施にあたり、EC サイトの運営により取得した収入(EC売上)は受託者の収入とする。

- 本委託業務における県と受託者の費用分担は以下のとおりとし、翌年度以降はEC売上に応じて双方協議により県負担内容とその経費を見直すこととする。

【県負担経費】

- ECサイト出店開設にかかる手数料費用(楽天市場開設費用 60,000 円(税抜)含む)
- 楽天市場における月額出店料(スタンダードプラン)
- 開設時に準備する商品(90 商品程度)の登録にかかる経費
- 必要なフルフィルメント関連の開設・固定費
- 県が独自で実施する事業(販促等)にかかる経費及び人件費
- その他、本事業を実施するにあたって必要な管理費

【受託者負担経費】

- 販売にかかる諸経費(販売手数料など)
- 開設以降の商品登録にかかる経費
- 梱包費などの消耗品費
- 配送における物流費
- その他、人件費などの運用諸経費

(2) EC サイトの出店準備

- 最短で楽天市場は令和 7 年 9 月上旬、Yahoo!ショッピングは令和 7 年 12 月上旬の開設を想定し、運用開始時期を見据えた出店登録等の事務手続きや販売体制の整備を行うこと。
- サイトデザイン等については、なおしブランド戦略に基づきマーケティング受託者が主体となり制作を行う。事業実施においては EC 運営者としての知見にてマーケティング受託者と連携しながら進めること。
- 出店商品数は令和 7 年 9 月開設時に 100 とし、3 月末までに累計 200 を目安としている。楽天市場開設時に登録する 100 商品のうち、10 商品程度はマーケティング受託者にて特設ページを作成するため、90商品程度の商品登録手配を行うこと。
- Yahoo! ショッピングは、それまでに出品している商品情報をマーケティング受託者が反映したうえで開設するため、対応は不要である。
- 県産品を EC サイトで販売するにあたって必要な免許・資格等を開設時まで取得しておくこと(例:通信販売酒類小売業免許、食品衛生責任者など)。

(3) EC サイトの運営管理

- 運営にあたっては円滑な受発注や商品発送、在庫管理、顧客対応(メルマガ、クレームなど)等、必要な運用体制を整備すること。
- サイト運営上における課題が生じた場合は、速やかに適切な対応を行うとともに、別途県へ報告を行うこと。
- 出品商品は下記の長崎県産品の条件を満たすことを前提に、別途県にて提示するながおしターゲット戦略(別紙 2)に基づいた基準にて選定を行うこと。

【長崎県産品の条件】

農林水産物(畜産品含む)、加工品、飲料・酒類、工芸・日用品等で下記事項を満たす商

品

1. 農林水産物(畜産物を含む)については、長崎県内で生産、収穫されたものであること。
 2. 加工品・飲料・酒類、工芸・日用品等については以下のいずれかに該当するものであること。
 - 商品の製造または加工の最終段階が長崎県内によって行われていること
 - 県外の事業者により製造または加工された商品の場合は、その企画及び販売を県内事業者が行っていること
 - その他、特に必要と認められるもの
- 出品商品の初回募集は原則、県を主体として実施するが、出店事業者との取引等調整は受託者にて実施すること。なお、県と連携の上、受託者の県産品ネットワーク等の活用によって出品商品を積極的に募集しても構わない。
 - 出店事業者との取引においては、上記要件に加え、販売代行手数料等の条件を明示したうえで調整を行うこと。
 - 初期商品(90商品程度)以降の商品登録は受託者負担にて対応を行うこと。

(4) 出店事業者支援(伴走支援)

- 出店事業者に対して、ながおしブランド戦略に基づきながら、サイトに掲載する商品写真や紹介文に関する助言など、EC サイトにおける販促スキル向上に向けた支援を積極的に行うこと。
- 当該 EC サイト専用の物流システムなど、フルフィルメント関連を整えるにあたって、出店事業者が参画しやすくなるようなシステムを構築すること。
- マーケティング受託者と連携したうえで、売上データに基づき各出店事業者の販売戦略や商品開発にむけたフィードバック支援を行えるような体制を整えること。

(5) 広告販促支援

- 楽天市場や Yahoo! ショッピングでのこれまでの運営実績・経験を活かした EC モール内での販促支援を実施すること。
- なお、大規模な販促キャンペーン(クーポン発行など)についてはマーケティング受託者にて行う(両受託者が決定後、販促戦略は調整する場を設ける)。

(6) 事業計画

- EC 売上額における KPI を R7 年度(R7.9-R8.3)6百万円、R8年度27百万円、R9 年度33百万円とし、本 KPI が達成できるような事業計画を立て提案すること。R8年度以降は適切なターゲティングやマーケティング戦略によって購買率が上昇することによる販売額増を目指し、販促費は必要最低限となるように設計すること。
- 将来的に(R10 年度以降を想定)EC サイト運営に係る全ての経費が EC 売上で負担できるようなスキームとすること。
- EC 売上額において設定した KPI 達成した場合も、事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

(7) 業務報告

- ・ 事業の進捗に応じた毎月の協議回数(毎週、もしくは、隔週等)を設定すること。
- ・ 毎月 1 回(月上旬)、月例会として当月に実施した施策の進捗状況・結果等の報告及び翌月の運用方針等に関する月次報告の提出と協議を行い、業務内容や運用状況、改善点を確認し、委託者の了承を得たうえで作業を進めること。
- ・ 月例会の開催手法はオンラインでも可とする。
- ・ 定例会は当該課が委嘱しているデジタルコーディネーターも基本参加とし、必要に応じてマーケティング受託者も含めた3者協議も実施することとする(3者協議は県にて調整を行う)。
- ・ 定例会の結果について議事録を作成し、協議終了後速やかに提出すること。

4. 成果品

	成果品	内容例	形式	部数	提出期限
1	業務計画書	① 事業運営方針 ② 事業実施内容・体制 ③ 事業実施スケジュール ④ 売上計画(単年度、及び、3年間分)	電子媒体	1部	契約締結後7日以内
2	月次報告	① 実施内容 ② 取扱商品数 ③ 売上実績 ④ 実績に対する評価 ⑤ 顧客対応等 ⑥ その他必要事項	電子媒体	1部	翌月10日まで
3	業務完了報告書	① 一年間の総括 ② 次年度計画	電子媒体	1部	令和8年3月31日

<提出先>

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課 百岳(ヒヤクタケ)

5. 予算額

8,624 千円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

見積書において、経費の内訳を示すこと。

6. その他留意事項

- (1) 受託事業者は、委託者の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2) 受託事業者が本業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等一切の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。)は県に帰属するものとし、これに依らない素材データ等の使用が必要な場合は、県と協議の上使用するものとする。

- (3) 委託期間中のみ「ながおし」における各種デザインの使用を許可し、「長崎県公式 EC サイト」と称することができるものとする。
- (4) 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、県が必要に応じて行う書類の提出や実地検査等に協力すること。
- (6) 受託者は、本業務の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (7) 受託者は、本業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (8) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ決定する。